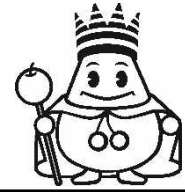


令和3年度



# 償却資産申告（固定資産税）申告の手引き

東根市

市税につきましては、平素より格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

償却資産を所有している方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在、東根市内に所在している償却資産について申告していただくことになっております。

つきましては、この手引きをご参照いただき、同封の申告書に必要事項を記入のうえ、提出期限までに申告していただきますようお願いいたします。

提出期限	<b>令和3年2月1日（月）</b> ※ 期限間近になりますと窓口が大変混雑いたしますので、1月18日（月）までの提出にご協力ください。
提出先 問い合わせ先	〒999-3795 山形県東根市中央一丁目1番1号 東根市役所 税務課 固定資産税係 <市役所1階 11番窓口> 電話(0237)42-1111 内線 2331～2334 ※ <u>申告書を郵送で提出される方で、控えの申告書に受付印が必要な方は、必ず返信用の封筒及び切手を同封してください。</u>

## 《目次》

### I 償却資産のあらまし

- 1 償却資産とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 申告の対象となる資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 申告の対象とならない資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 建物付属設備にかかる償却資産と家屋の区分・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 申告漏れの多い資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

### II 償却資産の申告について

- 1 申告が必要な方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

### III 償却資産の評価と課税について

- 1 納税義務者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 評価額の計算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 税額の計算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 免税点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 5 非課税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 6 課税標準の特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 7 実地調査協力をお願い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

### IV 償却資産申告書等の書き方

- 1 償却資産申告書等の記入方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 申告書の記入方法がわからない場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

# I 償却資産のあらまし

## 1 償却資産とは

固定資産税の対象となる償却資産とは、土地および家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるもの（法人税または所得税が課されない者が所有するものを含む。）をいいます。

なお「事業の用に供する」とは、必ずしも所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合等においても、償却資産に該当することとなります。

## 2 申告の対象となる資産

土地および家屋以外の有形固定資産で所得税法または法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産となります。

したがって、次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- ① 建設仮勘定で経理されている資産
- ② 決算期以降に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
- ③ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- ④ 償却済資産（減価償却が終わった資産）
- ⑤ 遊休・未稼働資産
- ⑥ 耐用年数が1年未満または取得価額が20万円未満の資産でも、税務会計上減価償却の対象としている資産
- ⑦ 割賦販売による購入または、ファイナンスリース契約（契約終了後、借主に所有権が移るもの）に基づいて使用しているもの
- ⑧ 取得価格が30万円未満の資産で、租税特別措置法の規定を適用し、即時償却しているもの【※1】

## 3 申告の対象とならない資産

- ① 自動車税種別割・軽自動車税種別割の課税客体である車両（ナンバープレートの付いている農耕用トラクター等）  
**◎ 制度改正により、小型特殊車両に該当する農耕用トラクターによりけん引される農作業用トレーラについては、軽自動車税種別割の申告、課税対象となります。**
- ② 棚卸資産（商品・製品・貯蔵品等）
- ③ 牛、馬、果樹その他の生物（観賞用・興行用の動植物は申告の対象となります。）
- ④ 繰延資産（創業費・開業費、開発費等）
- ⑤ 無形固定資産（ソフトウェア・特許権等）
- ⑥ 使用可能な期間が1年未満または取得価格が10万円未満の資産で、税務会計上一時に損金算入または必要経費とするもの【※2】
- ⑦ 取得価額が20万円未満の資産で、税務会計上3年間で一括償却するもの。【※3】
- ⑧ 取得価格が20万円未満のリース資産

【※1】～【※3】については、【参考1】を参照してください。

[参考1]

**償却方法と取得価格による申告対象の一覧**

○ = 申告対象    × = 申告対象外

償却方法	取得価格			
	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
個別減価償却	○	○	○	○
中小企業特例 ※1	○	○	○	
一時損金算入 ※2	×			
3年一括償却 ※3	×	×		

**4 建物付属設備にかかる償却資産と家屋の区分**

家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となり家屋自体の効用を高めるものについては、家屋として評価します。ただし、家屋に含めるものに該当していても、独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産のためまたは業務用の設備等については償却資産として取り扱います。

設備の種類	償却資産となり申告が必要なもの	家屋と構造上一体となっているため、家屋の評価に含めるもの (申告は不要です)
電気設備	受変電設備、自家発電設備、工場用動力配線等	
	屋外照明設備(駐車場照明灯など)	固定された一般照明器具
	電話機、交換機等の装置	配線、配管
空調設備	ルームエアコン(ウインド型、壁掛型)クリーンルーム等の空調設備	家屋と構造上一体となった空調設備一式
厨房設備	客の求めに応じるサービス設備(飲食店、ホテル、旅館など)、寮、病院、社員食堂等の厨房設備	造りつけの調理台、流し台
運搬設備	屋外エスカレーター、生産用ライン用リフト、ベルトコンベア、垂直搬送機	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機(ダムウェーター)など
簡易間仕切	床から天井まで達しない程度	床から天井まで達する程度
その他	カーテン、ブラインド、文字看板、広告塔、集合郵便受、夜間金庫	エレベーター、エスカレーター

※ 家屋の借家人が、その事業の用に供するため、当該家屋に取り付けた内装、造作および建築設備等の建物付属設備については、固定資産税上償却資産となりますので、借家人において申告が必要となります。(地方税法第343条第10項)

## 5 申告漏れの多い資産

- ・ 舗装路面（工場の構内、アパートの駐車場など）、緑化施設、人工芝等の構築物
- ・ スチール製簡易物置、基礎のないプレハブ倉庫、給水タンク等の建物
- ・ 即時償却資産（取得価額30万円未満の資産で、全額損金算入したもの）
- ・ **大型特殊自動車**  
※詳しくは[参考2]を参照してください。

### [参考2]

大型特殊自動車は、本来、道路運送の用に供するというよりは、むしろ、建設等のための機械として効用を発揮することを主目的とし、たまたま陸上を移動できるに過ぎないことから、自動車税の課税客体から除かれ、固定資産税の課税客体となります。

(大型特殊自動車の分類番号)

課税客体となる大型特殊自動車は、自動車登録番号の分類番号により区分されます。

- ① 分類番号 0、00～99、000～099

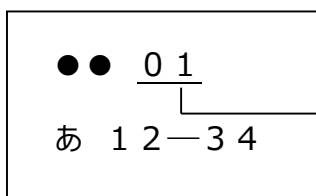
※大型特殊自動車のうち、建設機械に該当するもの。

- ② 分類番号 9、90～99、900～999

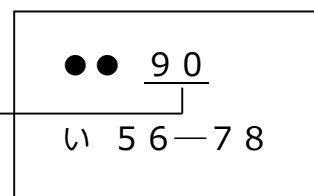
※大型特殊自動車のうち、建設機械以外のもの。

### [例]

《建設機械の場合》



《建設機械以外の場合》



分類番号

## II 償却資産の申告について

### 1 申告が必要な方

個人及び法人を問わず『事業』を営んでいる方のうち、令和3年1月1日現在、事業用の償却資産を所有し、事業を営んでいる方が対象となります。法人税を課されていない公益法人等も申告義務があります。

なお、償却資産は自己が使用するもののほか、他者に貸し付けているものも含まれます。

## 2 提出書類

申告内容や対象資産により異なるため、下表を参考にしてください。

申告内容	申告の対象となる資産		提出書類		注意事項
			償却資産 申告書	種類別 明細書	
初めて申告 をされる方	令和3年1月1日 現在、東根市内に 所有する事業用資産	申告資産 がある方	○	○	
		申告資産 がない方	○	×	※申告書の「18備考」欄に「該当資産なし」と記入してください。
前年度申告 された方	令和2年1月2日か ら令和3年1月1日 までの間に取得及び 減少した資産	増減・変更 がある方	○	○	※増加した資産、減少した資産（一部減少を含む）を記入してください。
		増減・変更 がない方	○	○	※押印し、そのまま提出してください。
事業を廃止 された方	令和3年1月1日現在、東根市 内で事業を行っていない方		○	○	※申告書の「18備考」欄に「廃業・解散等」の旨と、その年月日を記入してください。
電算申告 される方	令和3年1月1日現在、東根市 内に所有する事業用資産		○	○	※令和3年1月1日現在の取得価額・評価額・決定価格・課税標準額を出力のうえ、全資産の明細書を添付してください。 ※次年度より本市発行の申告書用紙は送付せず、はがきでの案内となります。

## Ⅲ 償却資産の評価と課税について

受付した申告書をもとに、取得価額を基礎として「固定資産評価基準」に基づき、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価します。

### 1 納税義務者

令和3年1月1日現在の償却資産の所有者が納税義務者となります。

### 2 評価額の計算

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
取得価額 × (1 - 減価率 / 2)	前年度の価格 × (1 - 減価率)

- ※ 算出した評価額が取得価格の5%を下回る場合は、取得価格の5%の額が評価額となります。
- ※ 取得価格は原則として国税の取り扱いと同様です。
- ※ 減価率は原則として耐用年数表（財務省令）に掲げられている耐用年数に応じて定められています。

### 3 税額の計算

税額は、課税標準額に税率（1.4％）を乗じた額です。

※課税標準額・・・評価額をもとに課税標準額を決定します。通常は評価額＝課税標準額です。

$$\text{税 額} = \text{課税標準額} \times \text{税率} (1.4 / 100)$$

《例》 償却資産の課税標準額の合計が 2,538,980 円の場合

$$\begin{array}{rclcl} 2,538,000 \text{ 円} & \times & 1.4/100 & = & 35,500 \text{ 円 (税額)} \\ (1,000 \text{ 円未満切捨て}) & & & & (100 \text{ 円未満切捨て}) \end{array}$$

### 4 免税点

地方税法351条に規定のとおり、償却資産の課税標準額の合計額が150万円未満（免税点未満）の場合は、課税されません。

ただし、免税点未満となるかどうかの判断は税務課で行いますので、資産の多少にかかわらず、必ず申告してください。

### 5 非課税

地方税法第348条に規定する資産については非課税となります。該当する資産を取得された場合は、該当する資産である旨を証明する関係書類と、「固定資産税（償却資産）非課税申請書」を提出してください。

（申請書用紙は東根市税務課固定資産税係までご請求ください。東根市のホームページからダウンロードすることもできます。）

### 6 課税標準の特例

地方税法第349条の3、本法附則第15条に規定する資産については、課税標準の特例が適用され、税負担が軽減されます。該当する資産を取得された場合は、それを証明する関係書類と、「固定資産税（償却資産）課税標準の特例申請書」を提出してください。

（申請書用紙は東根市税務課固定資産税係までご請求ください。東根市のホームページからダウンロードすることもできます。）

### 7 調査協力をお願い

地方税法第353条、第408条の規定により、調査を行うことがありますので、ご協力をお願いいたします。

なお、調査の結果によっては修正申告をお願いすることがあります。その場合の課税は資産の取得年次に応じて過去に遡及することになりますので、あらかじめご承知おきください。

## IV 償却資産申告書等の書き方

### 1 償却資産申告書等の記入方法

#### ○償却資産申告書等の記入における注意点

- ① 申告書等の用紙は二枚複写ですので、黒のボールペンで記入してください。
- ② 申告内容により提出書類や記入の仕方が異なります。手引きP4 **2 提出書類**をよく読んでから記入してください。
- ③ 本市から送付した申告書等を使用しない場合でも、所有者コードの確認のため必ず一緒に提出してください。
- ④ 該当資産が無い場合・増減や変更が無い場合・事業廃止の場合でも、申告書の提出は必要です。(手引きP4 **2 提出書類**を参照してください。)
- ⑤ 別添の「記入例」に従って記入してください。

### 2 申告書の記入方法がわからない場合

表紙記載の問い合わせ先（東根市役所税務課固定資産税係）へお問い合わせ下さい。

## ※ 新型コロナウイルス感染症の影響による 令和3年度固定資産税・都市計画税の軽減措置について ※

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小事業者等に対し、事業用家屋と償却資産に係る令和3年度の固定資産税及び都市計画税を軽減します。対象要件や申請手続きについては、別紙「新型コロナウイルス感染症の影響による令和3年度固定資産税・都市計画税の軽減について」をご覧ください。

## 申告書の提出は 便利な電子申告をご利用ください

地方税ポータルシステム（e L T A X : エルタックス）を利用した償却資産の申告を受け付けております。

- 自宅やオフィスのパソコンから、インターネットを利用して申告等の手続きを行うことができます。
- 初めて利用される場合は、利用届出（新規）の提出が必要です。

エルタックス  
**eLTAX**

の利用開始、利用方法は、e L T A Xヘルプデスクまでお問い合わせ下さい。

- ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>
- 電 話 0 5 7 0 - 0 8 1 4 5 9（ハイシコク）
  - ※ 上記の電話番号でつながらない場合は、03-5521-0019
  - ※ 月～金（土日、休祝日、年末年始は除く）
  - ※ 9:00～17:00

